

報告第7号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年6月2日提出

佐野市長 金子 裕

専決第6号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年2月25日に佐野市大橋町1130番地先で発生した物損事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和5年4月4日

佐野市長 金子 裕

1 損害賠償額 195,184円

2 和解内容

前項に定める損害賠償金をフェンス修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしない。

3 相手方の所在地、名称及び代表者

埼玉県本庄市本庄1丁目1-7

株式会社横尾材木店

代表取締役 横尾 守

専決第6号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	物損事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和5年2月25日 午前10時15分頃 場所 佐野市大橋町1130番地先
3 発生時の状況	対向車とすれ違うため市有自動車を路肩に寄せて停車し、対向車の通過後に発進させた際、市有自動車の左側後部が相手方所有物件のフェンスに接触した。
4 相手方	所在地 埼玉県本庄市本庄1丁目1-7 名称 株式会社横尾材木店 代表者 代表取締役 横尾 守
5 損害の内容 及び額	フェンス修繕費 195,184円
6 和解日	令和5年4月4日
7 略図	